

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-18-0510-15_改0
提出年月日	2021年7月27日

補足-510-15 基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表  
(緊急時対策所)

2021年7月

東北電力株式会社

「基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表」【緊急時対策所】

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後		
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	—	— (用語の定義のみ)
第1章 共通項目 緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対する要求 (4.2 材料及び構造等, 4.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 4.4 耐圧試験等, 4.5 安全弁等, 4.6 逆止め弁, 4.7 内燃機関の設計条件, 4.8 電気設備の設計条件を除く。), 5. その他 (5.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	第1章 共通項目 緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他 (6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	—	1. 共通的に適用される設計
第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.1 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には, 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため, 緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。	第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.1 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には, 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため, 緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。【46条1】	緊急時対策所の設置場所を明示した図面 9.7 緊急時対策所	(基本設計方針に変更はないが, 設工認で必要な設計) 2. 緊急時対策所の設置等に関する設計 2.1 設置場所等に関する設計
1.1.2 設計方針	1.1.2 設計方針 緊急時対策所は, 重大事故等が発生した場合においても, 当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう, 緊急時対策所機能に係る設備を含め, 以下の設計とする。【76条1】	—	— (冒頭宣言)
	なお, 緊急時対策所は, 緊急対策室及びSPDS室から構成され, 緊急時対策建屋に設置する設計とする。【76条2】	—	— (冒頭宣言)
	(1) 耐震性及び耐津波性 緊急時対策所は, 重大事故等が発生した場合においても, 当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう, その機能に係る設備を含め, 基準地震動 $S_s$ による地震力に対し, 機能を喪失しないよう設計するとともに, 基準津波の影響を受けない設計とする。【76条3】	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計 2.1 設置場所等に関する設計
	(2) 中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は, 共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう, 中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに, 中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。【76条4】	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計 2.1 設置場所等に関する設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1 への反映結果
変更前	変更後		
	(3) 代替交流電源の確保 緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。【76 条 5】	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計 2.2 代替電源設備に関する設計
	常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機 2 台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。【76 条 6】	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計 2.2 代替電源設備に関する設計
	なお、放射性雲通過中には給油を必要とせずにより必要負荷に対して 7 日間（168 時間）以上連続給電が可能な設計とする。【76 条 7】	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計 2.2 代替電源設備に関する設計
	可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）1 台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。【76 条 8】	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計 2.2 代替電源設備に関する設計
	電源車（緊急時対策所用）使用時には電源車（緊急時対策所用）1 台が必要負荷に対して 7 日間（168 時間）以上連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続するため、放射性雲通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。【76 条 9】	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計 2.2 代替電源設備に関する設計
	緊急時対策所の代替電源設備は、常設設備としてガスタービン駆動であるガスタービン発電機及び可搬型設備としてディーゼル駆動である電源車（緊急時対策所用）を設置することにより、電源の多様性を有する設計とする。【76 条 11】	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	2. 緊急時対策所の設置等に関する設計 2.2 代替電源設備に関する設計
(1) 緊急時対策所機能の確保 緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。	(4) 緊急時対策所機能の確保 緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。	—	— (冒頭宣言)
a. 居住性の確保 緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。	a. 居住性の確保 緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。【46 条 2】	要目表  VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保  VI-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等	(基本設計方針に変更はないが、設工認で必要な設計) 3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.1 居住性の確保に関する設計
	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、適切な遮蔽設計及	要目表  VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保  VI-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置	3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.1 居住性の確保に関する設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1 への反映結果
変更前	変更後		
	び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 【76条 12】	3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策所換気空調系換気空調系及び緊急時対策所加圧空気供給系 4. 緊急時対策所の居住性評価 4.2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価 4.2.1 評価方針	
	重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。【76条 14】	要目表 VI-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 4. 緊急時対策所の居住性評価 4.1 線量評価 4.1.2 線量計算	3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.1 居住性の確保に関する設計
	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計(緊急時対策所用)(個数1(予備1))及び二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)(個数1(予備1))を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧空気供給系による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。【46条 7】【76条 22】	要目表 VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.3 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 VI-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3. 緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策所換気空調系換気空調系及び緊急時対策所加圧空気供給系	3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.1 居住性の確保に関する設計
	緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。【76条 26】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	—
	身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。【76条 26】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	—
b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するための設備を設置する。	b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備	要目表 VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(発電所内) 3.1.7 安全パラメータ表示システム(SPDS) 3.2 通信連絡設備(発電所外)	3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.2 情報の把握に関する設計 VI-1-10-5 「計測制御系統施設」の様式-1 7. 通信連絡設備に関する設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1 への反映結果
変更前	変更後		
	として、安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。【46条3】【76条24】	3.2.7 データ伝送設備	
	安全パラメータ表示システム (SPDS) として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ収集装置、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置を設置する設計とする。【46条4】	要目表 VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (発電所内) 3.1.7 安全パラメータ表示システム (SPDS)  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.2 情報の把握に関する設計  VI-1-10-5 「計測制御系統施設」の様式-1 7. 通信連絡設備に関する設計
	c. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条5】	要目表 VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (発電所内) 3.1.1 送受話器 (ページング) (警報装置を含む。) 3.1.2 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末及びFAX) 3.1.3 移動無線設備 (固定型) 及び移動無線設備 (車載型) 3.1.4 無線連絡設備 (固定型) 及び無線連絡設備 (携帯型) 3.1.5 携行型通話装置 3.1.6 衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型) 3.2 通信連絡設備 (発電所外) 3.2.1 電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS 端末、FAX 及び衛星保安電話 (固定型)) 3.2.2 社内テレビ会議システム 3.2.3 局線加入電話設備 (加入電話機及び加入FAX) 3.2.4 専用電話設備 (地方公共団体向ホットライン) 3.2.5 衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型) 3.2.6 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX)  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.3 通信連絡に関する設計  VI-1-10-5 「計測制御系統施設」の様式-1 7. 通信連絡設備に関する設計
	緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。【76条25】	要目表 VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (発電所内) 3.1.4 無線連絡設備 (固定型) 及び無線連絡設備 (携帯型) 3.1.5 携行型通話装置 3.1.6 衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型) 3.2 通信連絡設備 (発電所外) 3.2.5 衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型)	3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.3 通信連絡に関する設計  VI-1-10-5 「計測制御系統施設」の様式-1 7. 通信連絡設備に関する設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1 への反映結果
変更前	変更後		
		3.2.6 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	
	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として、SPDS 伝送装置を設置する設計とする。 データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。【46条6】	要目表  VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.7 安全パラメータ表示システム（SPDS） 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.7 データ伝送設備  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.3 通信連絡に関する設計  VI-1-10-5 「計測制御系統施設」の様式-1 7. 通信連絡設備に関する設計
	緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。【76条27】	要目表  VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.7 安全パラメータ表示システム（SPDS） 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.7 データ伝送設備	3. 緊急時対策所機能に係る設計 3.3 通信連絡に関する設計  VI-1-10-5 「計測制御系統施設」の様式-1 7. 通信連絡設備に関する設計
2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。	2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。	—	— （「主要設備リスト」による）